

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、規制緩和の進展により経営環境が大きく変化するなか、基盤産業を中核事業とする者として、「迅速かつ確かな意思決定の可能な経営機構の整備」と「社会からの揺るぎない信頼の確立」を、コーポレート・ガバナンスの主たる目的としており、その達成のため、以下の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保や実質的な平等性の確保のため、適切な環境整備に努めるとともに、会社法、金融商品取引法及び関係法令や東京証券取引所の定める有価証券上場規程等を遵守し、速やかな情報開示を行ってまいります。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主・投資家以外に顧客、取引先、競争会社、従業員等、その他様々なステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを認識し、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」を策定し実践するとともに、持続可能な社会の実現に向けた環境保全活動、社会貢献活動を推進してまいります。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく様々な開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報についても主体的に発信し、透明性の確保に努めてまいります。

4. 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、中期経営計画を定めるとともにその達成に向けた実行計画を作成し、それらの計画に従って各取締役が業務執行を行ってまいります。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、迅速・果敢な意思決定を行ってまいります。

当社は監査役会設置会社であり、取締役会は毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて随時開催し、経営上の重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督について、社外取締役3名を含む各取締役が適正に実施してまいります。また、監査役会においては、社外監査役2名を含む各監査役が緊密に協力しながら、取締役会における意思決定及び取締役会の職務執行等について、厳正な監査を実施してまいります。

5. 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主や投資家との対話の推進、株主や投資家に対する情報提供、及び株主や投資家からの意見等のフィードバックに積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4 招集通知の英訳】

当社は現在、招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の比率等の株主構成の状況を勘案し、検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供】

当社は現在、英語での情報開示・提供等を基本的に行っておりません。今後、海外投資家の比率等の株主構成の状況を勘案し、検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

最高経営責任者である取締役社長の選定については、独立社外取締役と取締役社長で構成される役員選任諮問委員会に諮問した後、取締役会の決議により決定しております。しかし、現時点では取締役社長に求められる資質等に関する具体的な考え方や、具体的な取締役社長の後継者計画、および後継者計画の策定・運用への取締役会の主体的な関与与方法については定めておりません。後継者計画の策定及び運用方法については、今後、会社をとりまく環境等を勘案し、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、投資先企業との取引関係の維持・強化による中長期的な収益の拡大につながるかと総合的に判断した上場株式について、政策保有株式として保有しております。個別の政策保有株式の保有適否及びその数量については、取引関係等を通じた当社の成長への寄与度、投資効率、他の資金需要等を勘案して取締役会にて検証しており、保有の妥当性が認められない場合には縮減を図ります。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値の向上につながるか、また当社の企業価値を毀損させる可能性がないか等を個別に精査し、判断しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社と当社役員個人との取引(間接取引を含む)及び競業取引については、当社の「取締役会規則」において事前に取締役会の承認を得なければならぬ旨を定めております。その取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性及び経済合理性等について確認するとともに、その承認後も当該取引の状況等に関して定期的な取締役会への報告を求めています。

また、当社と当社の主要株主との取引についても、取引内容の妥当性及び経済合理性等について確認し、一般的な取引条件と同様に決定しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業型確定拠出年金制度を導入しております。本制度上の運営管理機関についてはスチュワードシップ責任の適切な履行がなされる機関を選任しており、加入者に対しては導入時教育の実施や運用商品に関する情報の提供等を通じて投資や本制度に関する理解度の向上に努めております。

【原則3-1() 経営理念、経営方針、経営計画】

当社の経営理念及び経営方針、並びに中期経営計画については、当社ホームページに掲載しておりますので、以下URLをご参照ください。

経営理念・経営方針：<http://www.k-and-o-energy.co.jp/corporate/philosophy/>

中期経営計画：<http://www.k-and-o-energy.co.jp/ir/strategy/plan.html>

【原則3-1() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りであります。

【原則3-1() 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続】

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りであります。

【原則3-1() 取締役等の選解任・指名を行うにあたっての方針と手続】

経営陣幹部である取締役・監査役候補者の選任・指名を行うにあたっての方針と手続については、【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】(後述)をご覧ください。

取締役・監査役解任及び役員取締役からの解任については、取締役会にて決定したK&Oグループ役員選任規程に定める要件に該当したと認められる場合に、取締役会決議によってその解任案及び解任を決定することとしております。

【原則3-1() 経営陣幹部の個々の選解任・指名理由】

経営陣幹部である取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての個々の選解任・指名については、独立社外取締役と取締役社長で構成する役員選任諮問委員会に諮問した後、取締役会の決議により決定しております。取締役候補者の選任理由につきましては、第7期定時株主総会招集ご通知6頁～15頁に記載の通りであります。

第7期定時株主総会招集ご通知：http://www.k-and-o-energy.co.jp/pdf/ir_20210304.pdf

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、業務執行と監督を分離する方針のもと、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規則に規定しており、法令や定款に定めるもののほか、グループの経営方針や経営計画に関するもの、グループの経営管理に関するもの、グループの内部統制に関するもの等、会社経営上の重要な事項及びグループ経営戦略上重要な事項からなっております。それ以外の業務執行の決定については取締役社長をはじめとする各取締役に委任しており、取締役は、「取締役会規則」及び職務権限に関する規定により、取締役会付議事項または社内決裁事項を判断し、迅速かつ的確な意思決定を行います。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独立社外役員に係る独立性判断基準を制定しております。その詳細については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」(4) 独立役員関係 その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会にて決定したK&Oグループ役員選任規程に基づき、取締役候補者については、幅広い業務領域、特に事業の両輪としている天然ガス鉱業及び都市ガス業において、各事業分野の運営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、再任候補者も含めて独立社外取締役と取締役社長で構成する役員選任諮問委員会に諮問した後、取締役会にて決定し、選出しております。また、監査役候補者についても、監査役が取締役会に出席し必要に応じて意見を述べる義務があることから、事業運営及び経営管理に関する能力、並びに財務・会計に関する相当程度の知見等に配慮し、再任候補者も含めて役員選任諮問委員会に諮問した後、監査役会の同意を得て取締役会にて決定し、選出しております。

社内役員については、当社グループが現在及び将来展開する各事業・技術に関する豊富な知見、高度な経営管理能力及び強いリーダーシップを求めており、社外役員については、多様なステークホルダーの視点を経営に活かすために、会社経営に必要な広範な知識、企業経営者としての実績、特定専門分野における深い造詣、財務・会計に関する相当程度の知見、企業法務に関する高い見識等のバックグラウンドの多様性を求めるものとしております。

また、取締役会の規模について、取締役の員数を定款で15名以内としておりますが、取締役会における実質的な議論を確保するため、現時点において取締役総数は10名程度が妥当と考えております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社の取締役及び監査役の上場会社の役員の兼任状況は、毎年定時株主総会招集ご通知に記載しております。第7期末時点の状況につきましては、期末在籍者につきましては第7期定時株主総会招集ご通知28頁～29頁に、候補者につきましては同6頁～15頁に記載の通りであります。

第7期定時株主総会招集ご通知：http://www.k-and-o-energy.co.jp/pdf/ir_20210304.pdf

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性について定期的に分析・評価を行い、必要に応じて改善に取り組んでおります。

2020年度については、取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象にアンケートを実施、集計し、その結果を踏まえたうえで、2020年12月開催の取締役会において、取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。

その結果の概要は以下の通りです。

当該アンケートの集計の結果、各取締役・監査役より取締役会の構成や全般的な運営方法の適切さ、グループ間の情報共有等を中心に概ね肯定的な評価が得られたことなどから、取締役会全体として実効性が確保されているものと判断いたしました。

一方で、コロナ禍においてリモート対応を余儀なくされたこともあり、社内取締役と社外取締役とのコミュニケーションに関する充実化につき、また、配付資料の内容や提供時期・方法等につき改善の余地も見られ、これらを踏まえて取締役会の機能の更なる向上、活性化に向けた課題についても確認いたしました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査役は外部の研修等を活用し、役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援しております。

特に、新任の取締役(社内出身取締役)については、原則として各種の研修への参加を要請しており、役員としての活動に必要な企業統治・財務会計・法務等の各種情報の習得に対応しております。選任後の情報更新については、社内の所管部署である総務部が必要に応じて各役員への社内外の講習の参加案内を行っております。また、顧問弁護士等外部講師によるコンプライアンスに関する研修会を年1回以上実施しております。

監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会の開催する諸研修に参加しております。

社外役員(社外取締役及び社外監査役)については、それぞれの機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外役員に応じた研修機会を継続的に提供することとしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、総務管掌取締役の統括のもと、所管部署である総務部が内容に応じて経理部や経営企画部等と連携しながら、株主及び投資家との対話の推進並びに情報提供に取り組んでおります。

具体的な取り組みとして、年2回のアナリスト向け説明会の開催や株主向け報告書等の発行、及びこれらの資料の自社ホームページへの掲載のほか、個人投資家向け説明会の開催や株主及び投資家との個別面談への対応等を行っております。これらの取り組みを通じて把握された株主及び投資家からの意見・要望等については、総務管掌取締役がその内容や重要性を検討し、必要に応じて取締役社長をはじめとする他の取締役や取締役会への報告を行っております。

また、こうした対話や情報提供に際しては、未公開の重要情報(インサイダー情報)が外部へ漏えいすることを防止するため、当社にて定める「インサイダー情報管理規則」に基づき、徹底した情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社合同資源	4,903,390	18.46
エア・ウォーター株式会社	4,575,000	17.23
京葉瓦斯株式会社	3,690,381	13.90
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,364,200	5.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	853,500	3.21
株式会社千葉銀行	709,479	2.67
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	662,900	2.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	560,000	2.10
三井住友信託銀行株式会社	500,000	1.88
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM4 4	348,300	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 上記【大株主の状況】は、2020年12月31日現在の株主名簿の記載に基づくものであります。
- 上記のほか、当社所有の自己株式3,787,537株があります。
- 持株割合は、自己株式を控除して計算しております。
- 2020年4月7日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドが2020年3月31日現在で2,716,700株(株券等保有割合8.96%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として2020年12月31日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	12月
業種	鉱業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大槻 幸一郎	他の会社の出身者													
菊池 節	他の会社の出身者													
石塚 達郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大槻 幸一郎			行政分野及び企業経営等における豊富な経験で培われた高い見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任しております。なお、同氏はアジア航測株式会社の代表取締役社長でありましたが、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に該当するものはなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。

菊池 節		当社の主要株主かつ主要な子会社の重要な取引先である京葉瓦斯株式会社の代表取締役会長であるため、独立役員要件は満たさないものの、同社をはじめとした数多くの企業の経営によって培われた企業経営における高い見識を活かして社外取締役の職務を適切に遂行できると判断したために選任しております。
石塚 達郎		長年にわたる総合電機メーカーの経営等によって培われた企業経営に関する幅広い見識や豊富な国際経験を有しており、これらを活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任しております。なお、同氏は過去に株式会社日立製作所の代表執行役 執行役員副社長や日立建機株式会社代表執行役員会長等を歴任後、現在は株式会社日立製作所のアドバイザーに就任しており、またそのほかに公益財団法人日立財団理事長、及びアステラス製薬株式会社の社外取締役であります。東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に抵触するものはなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員選任諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

役員選任諮問委員会及び役員報酬諮問委員会は、役員を選解任、報酬等について審議することを目的に少なくとも毎年1回開催し、必要に応じて都度開催しております。両委員会は、公正性、透明性を高めるため、独立社外取締役が過半数を占める構成としており、2021年度は代表取締役社長の緑川昭夫及び2名の独立社外取締役(大槻幸一郎、石塚達郎)を委員としております。なお、両委員会の議長は代表取締役社長の緑川昭夫が務め、書記局として総務管掌取締役又はその代理者が陪席いたします。

2020年度において、役員選任諮問委員会は2回、役員報酬諮問委員会は1回開催し、全ての回において委員全員が出席いたしました。

2020年度の役員選任諮問委員会においては次期役員人事案や役員選任諮問委員会規程の改正などについて、役員報酬諮問委員会においては取締役への個々の報酬支給額の案、及び役員報酬諮問委員会規程の改正などについて審議を行いました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載の通りであります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山ノ井 敏夫	他の会社の出身者													
小鍛冶 広道	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山ノ井 敏夫			当社の主要株主かつ主要な子会社の重要な取引先である株式会社合同資源の代表取締役社長であるため、独立役員の要件は満たさないものの、同社において重要な役職を歴任しており、実務経験で培われた高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、選任しております。
小鍛冶 広道			長年にわたる弁護士活動を通じて培われた企業法務と経営実務に関する高い見識を活かして社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任しております。なお、同氏は当社の顧問弁護士が所属する法律事務所のパートナー弁護士であるものの、顧問弁護士と当社の顧問契約は顧問弁護士個人との契約であり法律事務所を介らせていないこと、顧問弁護士報酬についても同氏の関与はなく報酬額も少額であることにより、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に該当するものではなく、また当社が定める独立性基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
なお、当社は社外役員の独立性の基準を以下の通り定めております。

<当社社外役員(取締役・監査役)の独立性基準>

当社の独立性を有する社外役員及び独立性を有する社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

1. 当社グループ関係者(対象期間は現在及び過去10年間)

当社及び当社の現在の子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう)(以下、あわせて「当社グループ」という)の取締役(社外

取締役は除く)、監査役(社外監査役は除く)、会計参与、執行役、執行役員又は使用人(以下、あわせて「取締役等」という)でないこと。

2. 議決権保有関係者(対象期間は現在及び過去5年間)

(1)当社の現在の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ)、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社(当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則第120条第1項第7号)等の項目又はその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。以下同じ)の取締役等でないこと。

(2)当社グループが現在主要株主である会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者(対象期間は現在及び過去3年間)

(1)当社グループとの間で、双方いずれかの直近事業年度における年間連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある者、又はその者が法人である場合にはその者又はその親会社もしくは重要な子会社の取締役等でないこと。

(2)当社グループの主要な借入先(当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先)である金融機関又はその親会社もしくは重要な子会社の取締役等でないこと。

4. 専門的サービス提供者(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)

(1)当社グループの現在の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員でないこと。

(2)弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受領している者でないこと。

(3)法律事務所、監査法人、税理士又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム)の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員でないこと。

5. その他

(1)上記1~4で就任を制限している対象者(重要でない者を除く)の配偶者又は2親等以内の親族もしくは同居の親族でないこと。

(2)当社グループから取締役(常勤、非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は執行役員でないこと。

< 社外役員の属性情報の記載に関する軽微基準 >

当社は、社外役員の属性情報に関し、当社が定める以下の基準を満たす場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、その記載を省略する。

1. 当社及び当社の現在の子会社(財務諸表規則第8条第3項に規定する子会社をいう)(以下、あわせて「当社グループ」という)との間の直近事業年度の取引額が、双方いずれかの年間連結売上高の1%以上に相当する額の取引先又はその業務執行者でないこと。

2. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから過去3年間の平均で年間500万円以上の金銭その他の財産上の利益を受領している者でないこと。

3. 当社グループからの直近事業年度の寄付金額が500万円以上の寄付先又はその業務執行者でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬、会社業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬(賞与)、及び中長期インセンティブとしてのストックオプションから構成されており、基本報酬及びストックオプションは役位に応じ、業績連動報酬(賞与)は業績の状況等を勘案の上、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において支給しております。報酬額に占める固定報酬(基本報酬及びストックオプション)と業績連動報酬(賞与)の構成割合は約85:15であります。

当社の業績連動報酬(賞与)に係る指標については、企業の最終的な経営成果である当期純利益が妥当であると考えられることから連結当期純利益(役員賞与控除前)としており、この指標によって算出された数値と個々の担当職務における評価を基に各取締役の業績連動報酬(賞与)を算定しております。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年3月26日であり、決議の内容は以下の通りです。

・取締役及び監査役の報酬等の額について、取締役は年額200百万円以内(うち社外取締役は30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、監査役は年額60百万円以内とする。

・取締役(社外取締役を除く。)の報酬として、年額200百万円以内の報酬額とは別枠で、年額30百万円以内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、株式報酬型ストックオプションの導入目的に鑑み、ストックオプションの付与対象者を社内取締役及び執行役員としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当社の2020年12月期に係る取締役の報酬等の額は121百万円(うち社外取締役16百万円)、監査役の報酬等の額は41百万円(うち社外監査役4百万円)であります。

(注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注)2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与の支給額5百万円及びストックオプションとして付与した新株予約権の費用計上額14百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬、会社業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬(賞与)、及び中長期インセンティブとしてのストックオプションから構成されており、基本報酬及びストックオプションは役位に応じ、業績連動報酬(賞与)は業績の状況等を勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において支給しております。報酬額に占める固定報酬(基本報酬及びストックオプション)と業績連動報酬(賞与)の構成割合は約85:15であります。また、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

取締役の報酬制度内容及び取締役の報酬の額については、独立社外取締役と取締役社長で構成する役員報酬諮問委員会に諮問した後、取締役会の決議により決定しており、2020年度における取締役への個々の支給額の決定については、取締役会が前述の株主総会決議及び上記の方針の範囲内で代表取締役社長である緑川 昭夫に一任しております。ただし、その決定に際しては、事前に役員報酬諮問委員会の諮問を経ております。2020年度における役員報酬諮問委員会の開催実績は1回であり、取締役への個々の支給額の案、及び役員報酬諮問委員会規程の改正などについて審議を行いました。

また、当社の監査役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。報酬の額については、前述の株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役及び監査役の職務を補助する組織を総務部としております。なお、社外取締役及び社外監査役には、必要かつ十分な社内情報を提供しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社では、経営上の諮問を行うため、取締役会長又は取締役社長であった者に対し、相談役又は顧問を委任することのできる制度を定めております。相談役及び顧問の委嘱や報酬については、独立社外取締役と取締役社長で構成する役員選任諮問委員会及び役員報酬諮問委員会に諮問した後、取締役会の決議により決定するものとしております。

現在、当社には取締役会長又は取締役社長であった者で、取締役退任後に相談役又は顧問を委嘱されている者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、取締役会が定める「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」のもと、事業運営の適法性と効率性を確保しております。

取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮り、職務執行状況を定期的又は必要に応じて報告するとともに、適正な経営判断が行えるよう、グループ経営執行会議等を通じて、社内及びグループ内の情報収集と意思疎通を徹底しており、子会社情報が取締役会に迅速かつ的確に報告されるようにしております。また、子会社の取締役は、職務権限に関する規定により、「当社に承認を求める事項」、「当社からの指示に基づき実施する事項」、「各子会社において決裁する事項」を判断したうえで、迅速・的確な意思決定を行っており、各子会社で決裁された重要事項については、定期的に当社に報告されております。

また、法令及び社内規則に基づいた迅速かつ的確な意思決定に努めながら、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況について、取締役会等にて随時確認、検証しております。

さらに、事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、中期経営計画や部門目標等に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わる者として大規模地震等の保安上のリスクに備え、保安体制を整備しております。

このほか、事業全般にわたる適法性を担保するため、顧問契約を結んでいる法律事務所及び会計事務所等に専門的な助言を求めるとともに、当社社長及び子会社社長等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、遵法精神と企業倫理に基づいた企業活動を推進しております。

役員の指名、報酬決定等の機能については、独立社外取締役及び取締役社長で構成する「役員選任諮問委員会」及び「役員報酬諮問委員会」を

設置し、取締役候補者や監査役候補者の選定、取締役の報酬等についてこれらの委員会に諮問した後に取締役会で決定することとしております。

なお、2020年度は取締役会を14回開催しており、全ての回において全取締役が出席いたしました。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。各監査役は、監査役会にて定めた基準に従って、取締役会その他重要な会議に出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べるほか、当社及び子会社において業務の状況等の調査を行い、また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。さらに、監査室や会計監査人とも緊密な連携を取りながら、良質なコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に向け、取締役の職務執行を厳正に監査しております。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

なお、監査役のうち1名は長年にわたり経理部門で培った経験により、もう1名は弁護士として企業法務に精通し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社の内部監査については、取締役社長の直轄組織として監査室(人員4名)を設置し、監査役及び会計監査人と連携、相談を行いながら、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価及び子会社を含めた従業員の職務執行等の内部監査を行っております。この内部統制評価及び内部監査の対象は、当社及び当社の子会社等であり、毎年作成する監査実施計画に基づき、書面監査又は実地監査及びこれらの併用により実施しております。内部統制評価及び内部監査の結果については取締役社長及び被監査部門の責任者に報告するとともに、是正すべき指摘事項がある場合は被監査部門の責任者に是正対策の策定及び実施を義務付けております。

また、これらの内部統制評価及び内部監査の実施にあたっては、監査役や会計監査人とも緊密な連携を取り、相互の監査が効率的に実施されるよう努めております。

当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、2020年度に業務を執行した公認会計士は以下の通りです。

・福田 厚(有限責任 あずさ監査法人)

・小出 健治(有限責任 あずさ監査法人)

また、2020年度の監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境が大きく変化するなか、基盤産業を中核事業とする者として、「迅速かつ確かな意思決定の可能な経営機構の整備」と「社会からの揺るぎない信頼の確立」をコーポレート・ガバナンスの主たる目的とし、その実現のため、以下の企業統治体制を採用しております。

当社は、監査役制度採用会社であり、取締役会は、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて随時開催し、会社の業務執行にかかる意思決定及び取締役の職務執行の監督について、取締役10名(うち社外取締役3名)が適正に実施してまいります。

また、監査役会においては、監査役4名(うち社外監査役2名)が緊密に協力しながら、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行等について、厳正な監査を実施してまいります。

さらに、役員の指名、報酬の決定等について独立社外取締役及び取締役社長で構成する「役員選任諮問委員会」及び「役員報酬諮問委員会」に事前に諮問することで、客観性・透明性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、2020年12月期の定時株主総会において、法定期限(総会開催日の2週間前)の6日前に株主総会招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は事業年度の末日を12月末とし、定時株主総会を3月に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	当社は、2020年12月期の定時株主総会において、株主総会招集通知の発送に先駆け、発送日の5日前に株主総会招集通知を自社ホームページ(http://www.k-and-o-energy.co.jp/)に掲載することで、早期開示に努めました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、自社ホームページ(http://www.k-and-o-energy.co.jp/)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けの会社説明会を年2回程度開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト向けの決算説明会を年2回開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書、株主向け報告書、アナリスト向け説明会資料等を、自社ホームページ(http://www.k-and-o-energy.co.jp/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社においては、IR業務を担当する組織を総務部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」において、株主、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、子会社において認証取得したISO14001規格に基づく環境保全活動を推進するほか、良き企業市民として社会貢献活動に努め、それらの内容を紹介する「コーポレートレポート」を発行しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「天然ガスの生産と販売を中核に、快適で豊かな生活の実現と社会の発展に貢献する」との経営理念のもと、事業全般にわたる信頼性を確保し、適正な会社業務を遂行するため、次のとおり体制を整備し、適宜検証または改善に努めます。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社社長及び子会社社長等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び使用人が守るべき基本的誓約として制定した「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」の徹底を図り、遵法精神と企業倫理に基づいた企業活動を推進します。
- (2) 取締役会は、法令及び「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の開催に加え、必要に応じて随時開催し、会社の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に関して、適正な実施に努めます。
- (3) 取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮るとともに、職務執行状況を定期的にまたは必要に応じて報告します。
- (4) 取締役は、適正な経営判断が行えるよう、常に情報収集と意思疎通に努めます。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる取締役会議事録や決裁書等の情報については、法令及び「文書規則」等に基づき、適切な保存及び管理を実施します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社事業を取り巻くリスクを全般的に把握、評価したうえ、中期経営計画、部門目標等に取り入れ、それらに適時適切に対応致します。
- (2) 大規模地震等の災害につきましては、子会社を中心に災害対策マニュアルの策定、災害時連絡系統の整備、緊急用資材調達手段の整備、それらに則った防災訓練を行うこと等により、災害発生時に適切な対応を致します。
- (3) その他の事業遂行上のリスクにつきましては、各担当部門において専門的な検討を加えたうえ、適切に管理しており、管掌の取締役がそれを監督し、必要に応じて取締役会で検証を行います。
- (4) リスク管理体制が有効に機能しているか否かは、監査室によっても検証され、取締役社長に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行います。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時確認、検証します。
- (2) 取締役は、「取締役会規則」及び職務権限に関する規定により、取締役会付議事項または社内決裁事項を判断し、迅速かつ的確な意思決定を行います。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、使用人の職務執行における法令遵守の定着を図るため、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」の徹底をはじめとした、コンプライアンス委員会による啓蒙、教育活動を推進します。
- (2) 当社は、使用人が法令、定款または倫理に反する虞のある事項を発見した場合には、職場に配置したコンプライアンス相談員等を通じて、コンプライアンス委員会が速やかに報告を受ける体制を確立します。
- (3) 当社は、潜在的な問題の早期把握に努め、コンプライアンス委員会による是正措置の決定や顧問弁護士との連携等により、適切に解決します。
- (4) 当社は、内部監査組織として監査室を設置し、使用人の職務執行が適正に行われることを確認し、職務執行状況に問題があった場合は、速やかに是正措置を行います。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、各社取締役会やグループの役員連絡会議を通じて、グループ各社の情報把握と意思疎通を行うとともに、子会社情報が親会社の取締役会に迅速かつ確に報告される体制を確立します。
- (2) 子会社の取締役は、職務権限に関する規定により、親会社に承認を求める事項、親会社からの指示に基づき意思決定する事項または各子会社にて決裁する事項を判断し、迅速かつ的確な意思決定を行います。また、各子会社で決裁された重要事項については、職務権限に関する規定及び「関係会社管理規程」に基づき、定期的に親会社に報告されます。
- (3) 子会社の取締役は、各社事業を取り巻くリスクを全般的に把握、評価したうえ、グループとしての統一方針のもと、中期経営計画、部門目標等に取り入れ、それらに適時適切に対応するとともに、そのリスク管理体制が有効に機能しているか否かは、グループ全体の内部監査部門である監査室によっても検証され、グループ会社の取締役社長に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行います。
- (4) 当社グループは、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の進むべき方向性や位置付けを明確にするとともに、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」を全ての子会社に適用し、子会社における業務の適正を確保するための積極的な支援、指導を行います。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役の必要に応じて専任の補助者を置く場合は、その能力、資格、権限、指揮命令及び処遇等について、取締役と監査役が協議するものとします。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ各社の監査役が相互に連携し、グループ全体を網羅した監査を行う体制を整備します。当社グループでは、グループ各社の取締役及び使用人が、法定事項に加えて、会社に重大な影響を及ぼすと思われる事項や、コンプライアンス委員会における付議事項を速やかに監査役に報告し、監査役の要請に基づき、必要な情報提供を行うとともに、職場にコンプライアンス相談員を配置し、匿名郵便制度や外部通報制度を整備することで、グループ各社の取締役及び従業員からの報告が匿名性を維持した状態で速やかにコンプライアンス委員会及び監査役に報告される体制を確立します。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の取り扱いについての所管部署を総務部としており、職務の執行上必要と認める費用について適宜予算計上するとともに、緊急または臨時に支出した費用については事後に速やかに償還します。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる体制を維持します。
- (2) 取締役は、監査役が会計監査人及び監査室と連携、相談できる体制を維持します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、次のとおり体制を整備し、適宜検証又は改善に努めます。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、あらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を行い、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を遮断します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断を強く謳っており、それらの社内周知を徹底しております。

また、反社会的勢力による被害を防止する体制として、会社組織全体で対応することを前提に、その統括組織を総務部としております。

さらに、反社会的勢力排除に向けた活動として、平素から特殊暴力対策を目的とした団体等を通じた情報収集を行うほか、必要に応じて警察や顧問弁護士に連携して対処します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

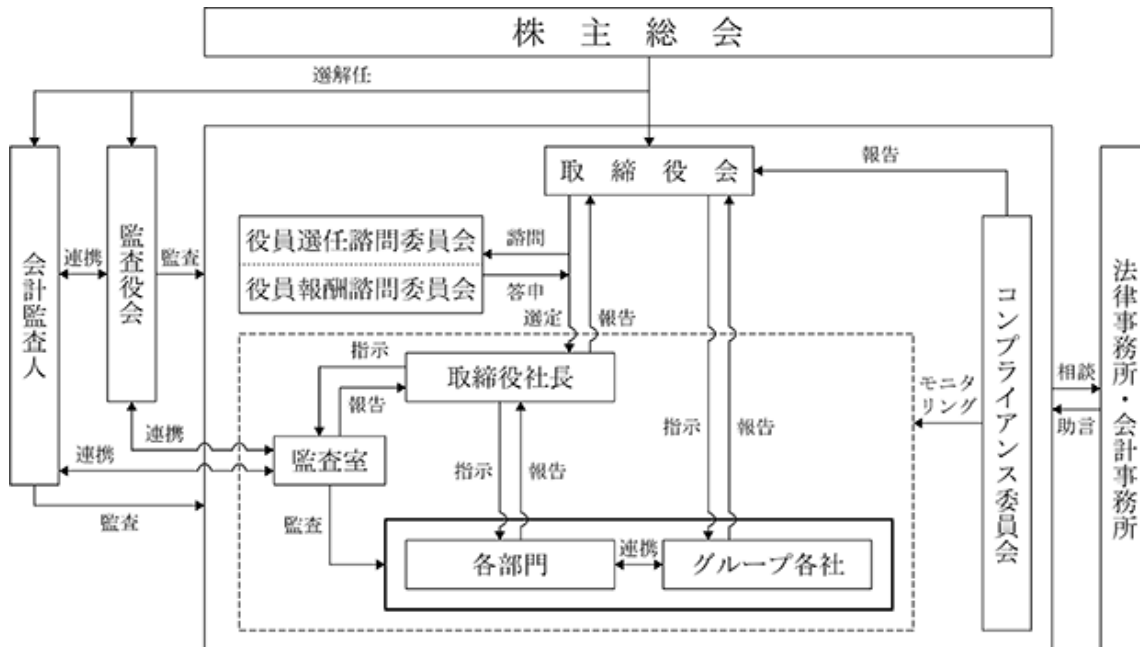
重要な会社情報の総括所管は、社内規則(インサイダー情報管理規則)にしたがって総務部が担当し、情報取扱責任者は総務管掌取締役が務めております。金融商品取引法や有価証券上場規程等に照らし、開示が必要と判断された会社情報は、取締役会、代表取締役社長の承認を経て、適時適切に開示しております。

1. 決定事実(子会社を含む)、決算等に関する情報

取締役会による開示内容の承認を得て、総務部にて開示手続を行います。

2. 発生事実(子会社を含む)に関する情報

代表取締役社長による開示内容の承認を得て、総務部にて開示手続を行います。また、取締役会には開示内容が速やかに報告されます。



適時開示体制概要模式図

